

千葉市中央区選挙管理委員会告示第16号

令和4年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

令和5年5月19日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田 昌彦